

平成24年第2回茂原市教育委員会会議（2月定例会）日程

2月23日（木）15:00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 平成24年度茂原市の教育方針及び重点施策について

第1回会議からの継続審議

議案第4号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

（報告事項）

1 平成23年度3月補正予算要求について

2 平成24年度教育費予算の概要について

3 街路事業に伴う茂原小学校の土地交換について

4 平成24年第3回（3月臨時会）、第4回（3月定例会）及び第5回（4月定例会）
茂原市教育委員会会議の日程について

5 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

平成24年第2回（定例会）

- 1 期日 平成24年2月23日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後4時40分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 鈴木 一代
委員長職務代理者 齋藤 晟
委員 足立 俊夫
委員 鎌田 俊郎
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部長 金坂 正利
教育部次長（教育総務課長） 斉藤 勝
学校教育課長 松浦 光俊
生涯学習課長 藤乗 裕喜
体育課長 中山 久朗
中央公民館長 大和久義照
美術館・郷土資料館長 原 康宏
図書館長 鎗田 文雄
教育総務課主幹 久我 正志
教育総務課主査 森 一彦
- 5 署名人の指定
委員 鎌田 俊郎
委員 齋藤 晟

- 鈴木委員長 : ただいまから、平成24年第2回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、鎌田委員さんと齋藤委員さんを指定いたします。
これより会議事項に入ります。
本日は議案が1件と前回の会議からの継続となっている議案1件の計2件となっております。
議案第1号「平成24年度茂原市の教育方針及び重点施策について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第1号「平成24年度茂原市の教育方針及び重点施策について」ご説明申し上げます。
これは、毎年行っております年間の行事関係を網羅したものでございまして、24年度においての内容をここに提示したものでございます。教育は、連続性の中で行っておりますので原則として前年の事業を引き継ぐ中で加除訂正を行っております。それでは説明させていただきます。教育方針新旧対照表をご覧ください。昨年度との変更点ですが、3ページ中段に（14）

「防災教育の充実に努めます。」を追加しました。次に、4ページをお開き下さい。4行目の(1)「生涯学習情報紙」の「紙」を「誌」に変更しました。次に、5ページをお開き下さい。7行目の(5)「青少年指導センターの充実に努めるとともに、家庭、学校、地域社会の連携はもとより、長生郡市学校警察連絡協議会及び中学校・高等学校生徒指導部会、茂原警察署生活安全課、外房地区少年センター、東上総児童相談所等とも協力し、環境浄化と併せて非行防止に努めます。」を「青少年指導センターの活動をさらに充実にさせながら、非行防止や環境浄化に努めます。そのために家庭、学校、地域社会との連携はもとより、長生郡市学校警察連絡協議会及び中学校・高等学校生徒指導部会、茂原警察署生活安全課、外房地区少年センター、東上総児童相談所等とも連携していきます。」に変更しました。次に、6ページをお開き下さい。中段の「伝統芸能」の次の「発掘・(中ボツ)」を削除しました。次に、7ページをお開き下さい。2行目の「また、」の次の「未整理の出土遺物についても、遺物台帳の基礎資料を作成し、」を削除し、「適切な整理」の前に「出土遺物の」を加えました。同じく7ページ一番下の段の(1)「校舎・体育館等の耐震診断を計画的に実施し、その診断結果を公表するとともに耐震化の促進に努めます。」を「校舎・体育館等の耐震補強を計画的に実施し、耐震化の促進に努めます。」に変更しました。耐震診断が終了したことによりまして、これからは耐震補強を計画的に進めて行くということで変更させて頂きました。以上、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

- 鈴木委員長 : 議案第1号について質疑をお願いします。
- 齋藤職務代理 : この重点施策は首長に見てもらっているものでしょうか。
- 教育部次長 : この計画については、教育委員会内でそれぞれ皆さんで周知してもらう形をとっております。
- 齋藤職務代理 : この質問は、デリケートで尚且つシビアで重要な問題を含んでいると思っております。
- 古谷教育長 : 今、大阪でも問題になっていて首長がどのように教育施策等に関与しているかがあります。特に市長の方は予算面に関連がありますので、新しい事業を立ち上げるとか或いは予算が掛かるようなものについては事前にここに書いていいかとコミュニケーションを取りながら進めるわけでございます。今のところ市の方針として予算が掛かることは中々難しいので今回については、市長と前もって打合せとかコミュニケーションを図ってはいません。
- 鈴木委員長 : 他に質問等ありますか。
なければ、議案第1号について採決に入ります。
議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議ありません。
- 鈴木委員長 : 第1号議案は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 教育部長 : 次に、前回の会議から継続審議となっております「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
第1回教育委員会会議の継続審議となっております「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。本案は、1月の教育委員会会議におきまして、生涯学習課が所管の青少年問題協議会を教育委員会の附属機関として位置付けるため上程いたしました。首長が会長となっている附属機関を教育委員会の組織に位置付けるのは、不適切ではないかという意見があったため継続審議となった案件であります。青少年問題協議会につきましては、すでに茂原市教育委員会行政組織規則の第14条に生涯学習課の事務分掌として規定されているところであり、会議も年に1回開催しているところでもあります。また、この協議会の会長は「地方青少年問題協議会法」に基づき首長となっておりますが、協議会の事務を所管するのは青少年健全育成を事務分掌としている生涯学習課となりますので、教育委員会の所管に属する附属機関として青少年問題協議会を追加するため茂原市教育委員会行政組織の一部を

改正しようとするものでございます。なお、附属機関の会長を執行機関の長が兼ねることについては、附属機関が諮問機関であっても差し支えないとの行政実例があるところですが、内閣府によれば「青少年問題協議会は、青少年の育成に関する総合的施策を円滑に推進するため、青少年の育成施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議するのみならず、関係行政機関相互の連絡調整を図る機関としての役割も担うものとされており、その機能を発揮するため本協議会の会長は当該地方公共団体の長をもって充てることとされている。」との見解が出ているところであります。以上、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

- 鈴木委員長 : これについて質疑をお願いします。
- 古谷教育長 : 参考資料の説明をお願いします。
- 生涯学習課長 : 青少年問題協議会の千葉県内の36市の状況について条例規則等をホームページで全部調べさせていただきました。条例の有無の設置状況ですが、設置してあるところが26市、未設置が10市ありまして、銚子、市川、松戸、勝浦、流山、我孫子、鴨川、鎌ヶ谷、富里、山武の10市が条例がございませんでした。一方、設置してある26市についての所管課ですが、教育委員会に青少年問題協議会を事務分掌として設置してあるのが21市でございまして、市長部局に置いてあるところは5市ということで、佐倉、東金、八千代、八街、印西でございました。この結果からもわかる通り、青少年育成を所管している生涯学習課に青少年問題協議会を事務分掌としていたところがほとんど多いというわけでございます。また、行政組織規則の附属機関としてはっきり明記してある自治体が非常に少なく、見た限りでは船橋と市原、流山の3市だけだったように見受けられました。
- 齋藤職務代理 : 多岐に渡っているという文言ですべてを解決してしまうのではないのでしょうか。私は正しいと思います。
- 足立委員 : 市長部局の所管が社会福祉課ということですが、どうしてですか。
- 生涯学習課長 : そこまでは調べておりません。
- 教育部長 : 佐倉市は、児童青少年課、健康こども部というところでやっておりますので、例えば茂原市では子育て支援課みたいなのがやっているところもあります。
- 足立委員 : 所管が市長部局でも教育委員会でも会長となるのは市長ですか。
- 生涯学習課長 : 会長となるのはすべて法律に従いまして市長になっております。ただし、附属機関の会長を市長がやることはどうなんだということで調べましたら、中には法律の改正を求める自治体もございまして、独自に法律とは別に条例を定めまして市長以外のものを会長に充てて運用しているところも稀ですがあるそうです。
- 鈴木委員長 : このことについて、市長と直接話をしたということはあるのですか。
- 教育部長 : このことについての会長云々という部分は特にございませぬ。あくまでも地方青少年問題協議会法の第3条第2項の規定によってでございます。ただ、会議の議長役を教育長にお願いしていますので権限的に首長が意見を自分の方向に持って行くことはないような形になっていると理解しております。
- 鈴木委員長 : 他にありますか。
- 各委員 : なければ、この件について採決に入ります。
原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
異議ありません。
それでは、この件については、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、報告事項に入ります。
報告事項の1「平成23年度3月補正予算要求について」説明をお願いします。
- 教育部次長 : 別紙「平成23年度教育費3月補正予算要求」を説明。
- 鈴木委員長 : この件について、質問等がありましたらお願いします。
- 齋藤職務代理 : 卒業式で茂原中に行きますけれども12万円のお礼を校長先生に言った方がいいですか。

- 古谷教育長 : これは、卒業生から学校に来たものですので、教育委員会としてお礼を
言わなくてもいいと思います。
- 鈴木委員長 : 他に質問等ありますか。
なければ、報告事項の2「平成24年度教育費予算の概要について」説明
をお願いします。
- 教育部次長 : 各課に渡っておりますので所属毎にそれぞれ所属長から説明致します。
各所属長 : 別紙「平成24年度教育費予算の概要」を説明。
鈴木委員長 : この件について、質問等がありましたらお願いします。
足立委員 : 全部に言えますが、光熱水費の削減をしておりますが、東電が10%の
値上げと言っています。削減できるのですか。
- 教育部長 : 電気料の値上げが想定されますが、全庁的な中で予算配分で5%切りが
あります。23年度実績で予算措置されておりますので、教育委員会だけ
ではなく庁内全体の部分で補正等を想定される部分はあるかと思いま
すので、そういう中で対応して行きたいと思えます。
- 足立委員 : そういう中で、歳入で例えば市民会館の暖房冷房費を値上げするなど考
えていますか。
- 教育部長 : 今の行財政改革では使用料等の見直しは行っておりませんので、恐らく
そういうものについてやるとなると他にも波及するものがあると思いま
す。現段階では見直することは出ていません。
- 齋藤職務代理 : 5%カットはどの課も一律ですか。
教育部次長 : 全部の課に対して5%を目標として削減する通知が来ております。5%
ですけれども需用費や消耗品はできますが、できないものも当然ございま
す。例えば生活保護の関係とか長期の契約で金額がすでに決まっているも
のはできません。そのような中で、できるものは5%カットと通知が来て
います。
- 齋藤職務代理 : 歳入で青少年健全育成事業は今年はいくらになっておりますか。
生涯学習課長 : 今年65万9千円ということで、前年比2千円の減です。青少年育成
市民会議、相談員、子ども会、婦人会等の補助金の関係につきましては、
23年度と全て同額で予算を確保しております。
- 齋藤職務代理 : 歳入で青少年相談員の県からの補助金はいくら来るのですか。
生涯学習課長 : 相談員については、人数掛ける5千円ですので、今77名ですので38
万5千円です。放課後子どもプランについては、総事業費の3分の2が国
県から3分の1ずつ来るということでございます。
- 齋藤職務代理 : 体育課ですが、歳入で自販機の設置は千円ですか。
体育課長 : 決算の項目上、そのように入れております。
齋藤職務代理 : 一般的に生徒数が500人ぐらいいる中学校の人件費は別ですけれど
も維持管理費はどのくらいですか。
- 学校教育課長 : 中学校は中学校全体で見ますので、そういう形では弾いたことはありま
せん。
- 齋藤職務代理 : 1校でいくらは出してないということですか。
学校教育課長 : はい。
齋藤職務代理 : 茂原公民館は何処ですか。
中央公民館長 : 茂原公民館につきましては、学習プラザの中に一応あるという位置付け
になっております。実態は公民館活動はやっていません。昔、総合市民セ
ンターに茂原公民館がありました。総合市民センターを福祉だけの機能に
するためにプラザに公民館をもっていきました。補助金を貰ってたてると
一定年数は事業を取り止めることができませんのでその関係で名前が残
っております。
- 鈴木委員長 : 一定期間はまだ過ぎていないのですか。
中央公民館長 : 2、3年前にその縛りが改定されて、現在は縛りがなくなったので
その方向性については、検討の余地があると思えます。
- 足立委員 : 学校教育課の幼稚園の保育料の件ですが、先程、23年度300人で計
算して24年度は270人で計算したと説明しましたが、これは実際募集
があるのを受けたり現在通園している園児をひっくるめた人数ですか。
- 学校教育課 : その累積で計算したものです。
足立委員 : ほとんど全部が定員割れしている状態です。この数字を見ただけでも4

園必要かどうか委員会の中でも話し合っ行って行かないといけないと思えます。それと、教育総務課の奨学金の収入ですが、400万円増えてその理由として督促を行うと説明していましたが、督促程度で400万円増収になるのですか。

教育部次長 : 督促もありますが、今までの累計で見ますと、予算額よりも上回った金額で歳入が入ってきていますので、それから推定しますと、この時点で400万円上げてクリアできると思っております。

鈴木委員長 : 他に何かありますか。
なければ、報告事項の3「街路事業に伴う茂原小学校の土地交換について」説明をお願いします。

教育部次長 : 別紙資料を説明。
鈴木委員長 : この件について、質問等がありましたらお願いします。
齋藤職務代理 : 70坪ぐらい増えますが、これは市から買うのですか
教育部次長 : 金額面については、担当でないとわかりませんが、個人の土地を市で買わして、学校用地に変えます。実質的には市が取得したものを用途を変えることとなります。

鈴木委員長 : 他に何かありますか。
なければ、報告事項の4「平成24年第3回(3月臨時会)、第4回(3月定例会)及び第5回(4月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。

教育部次長 : 別紙日程表を説明。
鈴木委員長 : 会議日程については、よろしいですか。
各委員 : よろしいです。
鈴木委員長 : その他、報告がありましたらお願いします。
教育部次長 : 別紙資料3点について報告。
平成24年度入学入园式への出席者の一部変更の件。
教育委員会の点検・評価報告書の件。
平成23年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰の件。

鈴木委員長 : その他、報告がありましたらお願いします。
図書館長 : 2点報告させていただきます。1点目は臨時休館の報告ですが、ただいまトイレの改修工事と防火水槽の補修工事を2月15日から3月8日まで臨時休館としております。2点目は、来年度市外の方への利用の再開の件でございます。議会で24年度中に市外の方に利用の再開をすると回答しておりまして、できるだけ早い時期に実施したいと考えていましたが、図書館のデータの全国的な修正作業が2月から4月の中旬まで行われますので、この期間に機械の修正をするとどういったトラブルが起こるかわからないので止めてほしいという要望がありました。また、6月にも点検がありますので7月1日を目途に検討して行きたいと考えております。

足立委員 : 市外の方への貸出しを止めましょうというのは、教育委員会会議で決議されたと思います。それを再開しましょうというのは議題に上らないのですか。

図書館長 : 申し訳ありません。議会の方が先に出了もので、私共の手続きミスです。
教育部長 : この件については、大変申し訳ございませんでした。再開というか元に戻す日程が不明確な部分がございますので、システムの変更等の日程を正確にした中で然るべき時に委員会に掛けたいと思えます。

古谷教育長 : 議会答弁はいつという明確な答えはしていないと思えます。
図書館長 : 議会の答弁の中では24年度中ということで回答しております。

鈴木委員長 : その他、報告がありましたらお願いします。

生涯学習課長 : 本納公民館のボイラー用の重油タンクから油が漏れた件の概略を報告致します。2月7日火曜日朝9時半に近隣住民の通報がございまして、本納公民館に埋設してあるボイラー用重油タンク4000リットルの大きなものでございますが、これのオイルギア付近の重油漏れがあるということで確認したところでございます。およそ約140リットルの油が漏れ出したと見込まれております。当日の対応としましては、市の土木管理課、環境保全課の他に長生土木事務所また消防本部等にも連絡しまして、あい

にく当日は大雨でございましたけれども、側溝から線路脇の排水路、更に赤目川にも油が流油を始めたということで、この油の除去及び拡散防止について、各機関が所有しておりましたオイルマットや白子町で用意して頂いたオイルフェンス等を河川に投入したり水門を閉めたりしまして、現在の下流の南白亀川で最盛期を向えておりました青のりの養殖或いはしらす漁に被害が及ばないようにできる限りの対応をしたわけでございます。翌日からも9階の教育部3課のほか中央公民館を始めとした各教育機関、或いは土木管理課や環境保全課等からも協力を頂きまして公民館側溝の重油に塗れた土砂さらい或いは河川5カ所及び赤目川に至る水路に設置しましたオイルマットの交換やゴミの撤去等を先週いっぱい毎日5名前後の体制でオイルの除去並びに拡散防止に対応してきたところでございます。一方、重油タンクそのものの対策については、定期点検をしている業者を直ちに呼びまして油を抜き取りタンクを点検したわけですが、タンクそのものについては漏出が検出されず、後日配管の亀裂からの漏出が判明したところでございます。善後策についてですが、重油タンクをまず撤去してから汚染された土壌についてバイオ技術を用いた土壌改良材を投入し、中和させる方法で14日と15日の2日間で作業日程を組んだわけでございます。しかしながら、業者が重油槽の保守点検を依頼している東京の業者であること等で機材の手配が手間取ったことなどや作業スペースが公民館の脇の非常に限られた狭いスペースということで、作業が一通り完了したのが21日ということで、大分手間取ってしまったわけでございます。一方、長生地域振興事務所の地域環境保全課からは近隣住宅地等への水源汚染等の懸念が依然あるということから、まだ収束宣言は出しておらず引き続き途中から漏れ出した重油の完全な撤去について対策を求められておまして現在方向について協議中でございます。なお、今回の対策費用については、全て予備費からの充当をお願いしているところでございますがオイルマットやオイルフェンス等の消耗品だけでも140万円程、特殊な材料でございますますのでかなり高額であります。重油タンクの撤去費或いは土壌改良費等含めると1千万円を上回るような状況になってきておまして、更に今後必要となる継続的な水質の点検或いは中和作業まで含めると更に多くの予算が必要とされるような状況でございます。

鈴木委員長 : その他報告がありましたら、お願いします。
なければ、以上で第2回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月27日

委員長 鈴木 一代

署名委員 齋藤 晟

署名委員 鎌田 俊郎